

# 日本化粧品技術者会東京支部 細則

## 第1条(名称)

本支部は、日本化粧品技術者会東京支部(Tokyo chapter of the Society of Cosmetic Chemists of Japan)と称する。

## 第2条(事業)

本支部は、SCCJの目的に添って、研究会、講習会、講演会、見学会等の事業を行う。

## 第3条(機関)

本支部に下記の機関を置く。

- 1) 幹事会
- 2) 常議員会

## 第4条(「幹事会」の責任と権限)

幹事会は総会の決議事項を執行し、本支部の事業に関する企画・立案およびその実施運営について責任と権限を持つものとする。

## 第5条(幹事の選任と任期)

幹事は正会員の中より若干名を選任し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第6条(幹事の選出)

運営役員の選挙(規約第14条・細則第6条)で選出された東京支部選出運営役員が、幹事を選任する。

## 第7条(幹事の定数)

幹事の定数は、幹事会において定める。

なお、幹事は1社1名を原則とし、必要に応じて増員することができる。

## 第8条(幹事の欠員補充)

幹事に欠員が生じた場合の補充については、幹事会がこれを必要と認めた場合、前任者の残任期間に限り幹事会の推薦による幹事をこれにあてることができる。

## 第9条(役員及び委員)

幹事会に次の役員および委員を置く。

役員: 幹事長1名、副幹事長若干名、会計幹事2名

委員: 学術A、学術B、渉外、総務、教育・研修の各担当部会委員若干名

幹事長は本支部を代表し、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長事故ある時は、副幹事長がこれを代行する。

幹事長は必要に応じ、幹事長、副幹事長、会計幹事で構成される「三役会」を招集し、幹事会への議案の作成および会の運営に関する討議にあたる。

他の幹事はいずれかの部会に所属し、部会委員となり、担当部会の会務を行う。

## 第10条(役員及び委員の選出)

役員及び委員は、幹事の互選及び推薦による。

## 第11条(「幹事会」の招集・成立・議決)

幹事会は、必要に応じ幹事長が招集し、構成人員の過半数をもって決する。

## 第12条(常議員の選出と任務)

- 1) 常議員は、会員の中から若干名を幹事会が選出し、幹事長が任命・委嘱する。任期は2年とし、再選を妨げない。
- 2) 常議員は、1社1名を原則とし、必要に応じて増員することができる。
- 3) 常議員に欠員が生じた場合の補充については、幹事会がこれを必要と認めた場合、前任者の残任期間に限り幹事会の推薦による常議員をこれにあてることができる。
- 4) 常議員はいずれかの部会に所属し、部会委員となり、担当部会の会務を行う。

## 第13条(「常議員会」の招集)

常議員会は、必要に応じて幹事長が招集する。

## 第14条(相談役・顧問)

本支部は、幹事会の議を経て、会員の中から相談役・顧問を置くことができる。

幹事会は、相談役・顧問を本支部に対する功労者および有識者・学識経験者の中から推薦し本人の承諾を得て委嘱する。

- 1) 相談役:本支部の運営について幹事会の諮問に応じる。
- 2) 顧問:本支部の目的達成のため、その事業に協力する。

<相談役・顧問の会員区分>

相談役:名誉会員

顧問:シニア会員

<相談役・顧問の年会費>

名誉会員:無料。

顧問:委嘱された期間は無料とする。

## 第15条(部会)

- 1) 部会の設置

本支部の事業を推進するため、学術部会(A、B)、渉外部会、総務部会、教育・研修部会を置く。

- 2) 部会の構成、選任

各部会は、幹事及び常議員若干名を含む委員より構成される。

各部会の部会長は幹事長が幹事の中より任命する。

各部会に所属する委員は幹事会が選出および各部会推薦者で、幹事会において承認された者で構成される。

## 第16条(部会の任務)

各部会は、本会の行事・実務の企画・立案を行い、幹事会に提案し承認を得る。

各行事の開催・実務の遂行に当たってはその中心を担う。

各部会は以下を担当する。

「学術部会A」:学術講演会担当。

「学術部会B」:研究会および若手技術者の活性化施策担当

「渉外部会」:技術見学会および関連団体との交流担当

「総務部会」:総会および記念誌編纂(東京支部)担当

「教育・研修部会」:化粧品技術基礎講習会担当

## 第17条(部会の招集)

部会長が招集する。

## 第18条(支部会計監査)

幹事会は会員の中より2名の会計監査委員を選出する。

#### 第19条(資産・収支管理)

本支部の資産管理および会計収支については、幹事会が責任を負うものとする。

#### 第20条(支部予算・決算)

- 1) 本支部としての予算は、会計幹事が作成し、幹事会の議を経て運営役員会で審議し、総会に提案して承認を得なければならない。
- 2) 本支部としての決算は、会計幹事が作成し、会計監査委員の監査を受けたのち、幹事会の議を経て運営役員会で審議し、総会に提案して承認を得なければならない。

#### 第21条(細則の改廃)

本支部の細則の改廃は、幹事会の議を経て、運営役員会に報告し、総会にて承認を得る。

本細則は総会の議をもって、2012年(平成24年)5月25日より施行する。